

ふくいエコはぴねす住宅推進事業補助金交付要領

(通則)

第1条 ふくいエコはぴねす住宅推進事業補助金の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年4月1日福井県規則第20号）および土木部所管補助金等交付要綱（昭和46年7月20日）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の認証事業者による省エネルギー住宅の建設等に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興とライフサイクル（居住時等）CO2排出量の削減、健康寿命の延伸を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において使用する用語の定義は、ふくいエコはぴねす住宅事業者認証制度要綱（以下「事業者認証制度要綱」という。）、ふくいエコはぴねす住宅認証制度要綱（以下「住宅認証制度要綱」という。）およびふくいエコはぴねす住宅の性能に関する認証基準（以下「ふくいエコはぴねす住宅基準」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証事業者 事業者認証制度要綱第6条第4項の規定により通知を受けた者をいう。
- (2) 住宅取得者 本補助金の補助対象となる住宅を取得し、かつ自ら居住する個人をいう。
- (3) 住宅所有者 本補助金の補助対象となる住宅を所有し、かつ自ら居住する個人をいう。
- (4) 賃貸オーナー 本補助金の補助対象となる住宅を取得または所有し、第三者に賃貸する個人をいう。
- (5) 全体改修住宅 福井県内に存する住宅（新築以外の住宅をいう。）で、ふくいエコはぴねす住宅基準に基づき住宅全体について断熱改修しようとする住宅をいう。
- (6) ゾーン改修住宅 福井県内に存する住宅（新築以外の住宅をいう。）であって、住宅の廊下を含めた居間、寝室および脱衣所などの複数の室を一体的に断熱改修しようとする住宅をいう。
- (7) 部分改修住宅 福井県内に存する住宅（新築以外の住宅をいう。）であって、居間、寝室および脱衣所など、特定の一部屋のみを断熱改修しようとする住宅をいう。
- (8) 断熱区画 熱的境界（断熱された壁、床、天井等）に囲まれた区画をいう。
- (9) 子育て世帯 申請時点において、子（申請年度の4月1日時点で18歳未満の者をいう。）を有する世帯をいう。
- (10) 若者夫婦世帯 申請時点において夫婦であり、いずれかが若者（申請年度の4月1日時点で39歳以下の者をいう。）である世帯をいう。
- (11) UIターン世帯 申請時点において、県内に住所を有していない者を含む世帯また

は県内に転入して2年以内の者を含む世帯をいう。

(補助事業者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する認証事業者とする。

(1) 次のア～エのいずれかに該当するもの

ア 住宅取得者と工事請負契約を締結し、補助対象となる住宅を新築する者

イ 補助対象となる住宅を新築し、住宅取得者と当該住宅に係る不動産売買契約を締結する者

ウ 住宅所有者と工事請負契約を締結し、補助対象となる住宅（新築以外の住宅をいう。）の改修工事を実施する者

エ 補助対象となる全体改修住宅の改修工事を自ら実施し、住宅取得者と不動産売買契約を締結する者

オ 賃貸オーナーと工事請負契約を締結し、補助対象となる住宅を新築または改修する者

(2) 福井県税を滞納していない者

(3) 地方消費税に未納のない者

(補助対象)

第5条 補助対象となる住宅は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) この要領が適用された日以降に工事請負契約もしくは不動産売買契約を締結したものの

(2) 次のア～オのいずれかに該当するもの。

ア 住宅認証制度要綱第10条第1項に規定するふくいエコはびねす住宅認証証明書（以下「住宅認証証」という。）の交付を受ける予定のある新築住宅

イ 住宅認証証の交付を受ける予定のある全体改修住宅であって、耐震性を有するもの（断熱改修と同時に耐震性を確保する場合を含む）

ウ ゾーン改修住宅または部分改修住宅で別表第1に掲げる基準を満たすもの

エ 不動産売買契約締結前に住宅認証証の交付を受けた新築住宅であって、竣工の日から起算して1年以内のものであり、人の居住の用に供したことがないもの

オ 不動産売買契約締結前に住宅認証証の交付を受けた全体改修住宅であって、耐震性を有し、かつ、竣工の日から起算して1年以内のものであり、竣工後、人の居住の用に供したことがないもの

(3) この要領に定める補助金の交付を受けたことがないもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、1戸につき、表1のとおりとする。ただし、住宅取得者、住宅所有者、賃貸オーナーの世帯種別（以下「世帯種別」という。）とあるのは、賃貸オーナーにおいては、すべての世帯に限る。

(表1)

住宅の区分	住宅取得者、住宅所有者、賃貸オーナーの世帯種別	補助金額
新築住宅	すべての世帯	10万円
	子育て世帯、若者夫婦世帯、UIターン世帯	20万円
全体改修住宅	すべての世帯	50万円
	子育て世帯、若者夫婦世帯、UIターン世帯	100万円
ゾーン改修住宅	すべての世帯	20万円
	子育て世帯、若者夫婦世帯、UIターン世帯	40万円
部分改修住宅	すべての世帯	5万円
	子育て世帯、若者夫婦世帯、UIターン世帯	10万円

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号または第6号）（以下「交付申請書」という。）に、補助対象となる住宅の種別に応じて、表2に規定する提出期日までに同表に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(表2)

住宅の種別	提出期日	添付する書類
第5条第2号ア、イ、ウ	断熱工事に着手する日	別表第2
第5条第2号エ、オ	住宅取得者と不動産売買契約を締結した日から起算して1月以内	別表第3

- 前項に規定する交付申請書等の提出先は、知事が当該補助事業の窓口業務等を業務委託した者（以下「補助金窓口」という。）とする。
- 補助金窓口が受付した交付申請書等に不備がある場合において、申請者に修正を求めた日の翌日から起算して20日以内に当該申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を撤回したものとみなす。

(交付申請の受理)

第8条 前条の規定による交付申請書等の受付期間は、原則、当該年度の2月末日までとする。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 補助金窓口は、前条の規定による申請を先着順に受付するものとし、書類審査および必要に応じて実施する現場審査（以下「書類審査等」という。）により補助金を交付すべきものと認めるときは、福井県土木部建築住宅課（以下「県」という。）に交付申請書類等を提出し、県はこれを受理する。
- 補助金窓口は、前項の規定により実施した書類審査等により、交付すべきものと認められないときは、県と協議する。
- 県は受理件数が予算に到達した日（以下「予算到達日」という。）をもって、申請の受付

を停止する。

- 5 予算到達日に複数の申請があった場合は、県は、当該複数の申請について抽選を行い、予算の範囲内で受理するものを決定し、申請者に対して抽選の結果を通知する。
- 6 提出された交付申請書等は、返却しない。

(交付の決定)

- 第9条 知事は、交付申請書等について、前条第2項の規定によりこれを受理したときは、原則として補助金を交付すべきものと認め、交付の決定をして申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知をしたときは、住宅取得者、住宅所有者または賃貸オーナー（以下「住宅取得者等」という。）にその旨通知するものとする。

(補助金交付の条件)

- 第10条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 第5条第2号アに掲げる住宅について、竣工した日から起算して1月以内に住宅取得者が居住を開始すること。
 - (2) 第5条第2号エおよびオに掲げる住宅について、不動産売買契約を締結した日から起算して1月以内に住宅取得者が居住を開始すること。
 - (3) 賃貸住宅にあつては、竣工した日から起算して1月以内に入居者の募集を開始すること。
 - (4) 補助対象となる住宅（断熱・気密施工に係る部分に限る。）に県費を財源とする他の補助金等を受けていないこと。
 - (5) 第5条第2号アおよびイに掲げる住宅について、工事内容等に変更が生じた場合は、住宅認証制度要綱第7条第1項に掲げる変更設計適合証の交付を受けること。（住宅認証制度要綱第8条第1項に掲げる軽微な変更を除く。）
 - (6) 第5条第2号ウに掲げる住宅について、交付の決定を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに補助金窓口へ報告し、別表第1に掲げる基準を満たすことの確認を受けること。
 - (7) 補助事業を中止し、または廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (8) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (9) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告すること。
 - (10) 県が実施する見学会の会場として使用することについて、積極的に協力すること。
 - (11) 交付申請書、第12条の規定による補助事業実績報告書または第15条の規定による補助事業完了報告書に添付した写真を県が普及啓発のために使用することについて、協力すること。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認め

るときは、条件を付することができる。

(補助事業の廃止等)

第 11 条 第 9 条第 1 項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を中止し、または廃止するときは、補助事業廃止（中止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第 4 号または第 6 号）に、補助対象となる住宅の種別に応じて表 3 に規定する提出期日までに同表に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(表 3)

住宅の種別	提出期日	補助事業の完了した日	添付する書類
第 5 条第 2 号 ア、イ、ウ	補助事業の完了した日から起算して 1 月以内またはその翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日	竣工日	別表第 4
第 5 条第 2 号 エ、オ	補助事業の完了した日から起算して 1 月以内	住宅取得者と不動産売買契約を締結した日	—

- 2 第 5 条第 2 号アおよびイに掲げる住宅について、申請した年度末までに竣工しない場合は、補助事業の完了した日を気密測定の結果を受けた日とみなすことができる。ただし、その場合においては、竣工後に、別途、完了報告を行うものとする。
- 3 第 1 項に規定する補助事業実績報告書等の提出先は補助金窓口とし、補助金窓口は、書類審査等を実施する。

(補助金額の確定)

第 13 条 知事は、前条の実績報告があったときは、補助金窓口が実施する書類審査等により、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知する。

- 2 知事は、前項の通知をしたときは、住宅取得者等にその旨通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 前条第 1 項の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書（様式第 4 号または第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第 15 条 第 12 条第 2 項ただし書きに規定する完了報告は、補助事業完了報告書（様式第 5 号）に、別表第 5 に規定する書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 前項の規定による完了報告書等の提出期日は、第 13 条の規定により額の確定があった日

から起算して1年以内または竣工の日から1月以内のいずれか早い日とする。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請または補助対象事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 廃止届出書の提出があったとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 前条に規定する完了の報告がないとき。
- (5) この要領その他関係法令の規定に基づく知事の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

(補助金の返還等)

第17条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて補助金の返還を命じることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、福井県補助金等交付規則の定めるところにより、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、この補助金制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月19日から適用する。

別表第1 ゾーン改修住宅および部分改修住宅の基準（第5条関係）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 補助事業者が住宅認証制度要綱第5条第1項第1号から第3号までを満たすこと(2) 断熱区画内の断熱性能がふくいエコはぴねす住宅基準を満たすものであること
(県が別途示す仕様例（以下「県仕様例」という。）による改修のほか、計算により確かめた上での改修でも可能)(3) 断熱区画を構成する間仕切り壁に設ける開口部は、間仕切りドア等の内部建具やロールスクリーン等により空気の流動を抑える構造となっているもの(4) 適切に気流止めの処理がされていること |
|--|

別表第2 交付申請書添付書類（第7条関係）※第5条第2号ア、イ、ウの住宅

1 共通

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 承諾書（様式第2号）(2) 工事請負契約書（もしくは注文書、注文請書）または不動産売買契約書の写し(3) 住宅取得者等の本人確認書類の写し
※(4)を提出する場合は不要(4) 世帯種別が子育て世帯、若者夫婦世帯、UIターン世帯である場合、住宅取得者等本人および同居している、もしくは同居予定の者全員の住民票等(5) 福井県税事務所等が発行する、<u>県税</u>に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書
※納税証明書は、2か月以内に発行されたものに限る。(6) 税務署が発行する、<u>地方消費税</u>に未納の税額がないことを証明する納税証明書
※2か月以内に発行されたものに限る。(7) 債権債務者登録申請書
※債権債務者情報が登録済みの場合は不要(8) 預金通帳のコピー
※債権債務者情報が登録済みの場合は不要(9) その他知事が必要と認めるもの |
|--|

2 新築住宅の場合

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 住宅認証制度要綱第5条第1項に規定する設計適合証（以下「設計適合証」という。）の写し
※住宅認証制度要綱第4条第1項に規定する設計適合審査申請書（以下「設計適合審査申請書」という。）の提出と同時に交付申請する場合は不要 |
|---|

3 全体改修住宅の場合

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 設計適合証の写し
※設計適合審査申請書の提出と同時に交付申請する場合は不要(2) 耐震性を有することがわかる書類 |
|---|

<p>4-1 ゾーン改修住宅、部分改修住宅の場合 (県仕様例による改修または各部位全てが県仕様例を上回る改修)</p> <p>(1) 対象住宅の関係図面(付近見取り図、仕上げ表、平面図、断面図等) (2) 改修前写真(外観写真:2面以上、内観写真:改修工事を行うすべての室) (3) 断熱材および開口部の性能の分かる資料(カタログなど) ※県仕様例のと通りの改修の場合は不要</p>
<p>4-2 ゾーン改修住宅、部分改修住宅の場合 (計算により確かめた上での改修)</p> <p>(1) 対象住宅の関係図面(付近見取り図、仕上げ表、平面図、立面図、断面図等) (2) 改修前写真(外観写真:2面以上、内観写真:改修工事を行うすべての室) (3) 外皮性能計算書 (4) 断熱材および開口部の性能の分かる資料(カタログなど)</p>

別表第3 交付申請書添付書類(第7条関係)※第5条第2号エ、オの住宅

<p>(1) 承諾書(様式第2号) (2) 不動産売買契約書の写し (3) 住宅認証証の写し (4) 住宅認証制度要綱第9条第1項第6号に規定する住まい方説明書 (5) 耐震性を有することがわかる書類 ※全体改修住宅のみ (6) 転入後の住宅取得者の世帯全員の住民票等の写し ※世帯種別が子育て世帯、若者夫婦世帯、UIターン世帯である場合、住宅取得者本人および同居している者全員の住民票等 (8) 福井県税事務所等が発行する、<u>県税</u>に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書 ※納税証明書は、2か月以内に発行されたものに限る。 (9) 税務署が発行する、<u>地方消費税</u>に未納の税額がないことの証明する納税証明書 ※2か月以内に発行されたものに限る。 (10) 債権債務者登録申請書 ※債権債務者情報が登録済みの場合は不要 (11) 預金通帳のコピー ※債権債務者情報が登録済みの場合は不要 (12) その他知事が必要と認めるもの</p>
--

別表第4 補助事業実績報告書添付書類（第12条関係）

1	共通
	<p>【(1)は、工事が完了している場合】</p> <p>(1)世帯全員の住民票等（賃貸住宅を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅：転入後の住民票等 ・全体改修住宅、ゾーン改修住宅、部分改修住宅：世帯種別が子育て世帯、若者夫婦世帯、UIターン世帯である場合であって、交付申請時に同居予定の者としていた者の同居が確認できる住民票等 <p>(2) その他知事が必要と認めるもの</p>
2	新築住宅および全体改修住宅の場合
	<p>【(1)は、工事が完了している場合】</p> <p>(1) 住宅認証証の写し</p> <p>※住宅認証制度要綱第9条第1項に規定する認証申請書（以下「認証申請書」という。）の提出と同時に実績報告する場合は不要</p> <p>【(2)(3)は、工事が未完了で第12条第2項ただし書きにより別途完了報告をする場合】</p> <p>(2) 主要な断熱部位の施工状況写真</p> <p>(3) 気密測定報告書および気密性能試験状況写真</p>
3	ゾーン改修住宅、部分改修住宅の場合
	<p>(1) 完成写真（交付申請時に提出した改修前写真と同じ箇所の写真）</p> <p>(2) 主要な断熱部位の施工状況写真</p>

別表第5 補助事業完了報告書添付書類（第15条関係）

1	共通
	<p>(1) 世帯全員の住民票等（賃貸住宅を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅：転入後の住民票等 ・全体改修住宅、ゾーン改修住宅、部分改修住宅：世帯種別が子育て世帯、若者夫婦世帯、UIターン世帯である場合であって、交付申請時に同居予定の者としていた者の同居が確認できる住民票等 <p>(2) 住宅認証証の写し</p> <p>※認証申請書の提出と同時に実績報告する場合は不要</p> <p>(3) その他知事が必要と認めるもの</p>